

議 事 録

令和５年度 第２回堺市学校園性暴力防止対策等推進委員会	
開催日時	令和６年２月１４日（水） 午後２：００～午後３：４０
開催場所	堺市役所 本館地下１階 多目的室
出席委員	久保委員 太平委員 船木委員 李委員（オンライン） 以上４名
事務局職員	富岡学校教育部長 生徒指導課 川端課長、江川主任指導主事、中森主任指導主事、 増田指導主事、藤谷指導主事、森脇主任指導員、降井指導員
審議案件	１ 「生命（いのち）の安全教育」指導資料について ２ 事案について（非公開案件）

審議案件

1 「生命（いのち）の安全教育」指導資料について

*事務局より指導資料作成の経緯について説明

文部科学省が作成した指導資料をもとに、中学校用資料を次の点を踏まえて作成した。

- 距離感という言葉境界線という言葉で伝える。
 - 被害にあわないだけでなく加害者にならないための内容を加える。
 - グルーミングの内容を付け加える。
 - 自己決定につながる内容を加える。
 - 身近な人からの性暴力、望まない妊娠や性感染症についても触れる。
- 委員の皆様から意見をいただきたい。

・「体」はひらがなで書き、「他人」ではなく、「相手」という言葉に統一する。

・SNSを通じた性暴力、デートDV、境界線の内容をどのような順番で指導するのかを知りたい。

→検討中ではあるが、SNSから入るのがよいと考えている。1学年で全ての内容を実施するか、学年で分けて実施するかは実態に合わせてとなる。

・SNSは子どもにとって身近な存在であり、資料もわかりやすくよい。

・「SNSを通じた性暴力について考えてみよう」のスライドの2枚目は「一方的に」と「写真を撮ったり」という言葉も入れるべきである。

・文部科学省から研究校として指定された学校で実施した際の生徒の声を教えてもらいたい。

→事務局より「生命の安全教育」実施校での生徒の感想を伝える。

・よりよい人間関係については、堺市ではどのように取り上げるのか。

→文部科学省の資料では「距離感」という言葉が使われているが、本市ではどんな人間関係でも境界線を守ることが大事だということにポイントを絞って伝えたい。

・境界線について社会的、物理的、心理的の3つの境界線があると実際に子どもに教えている。物理的境界線は、境界線を破られたら嫌だと感じることを体験を通して伝えている。社会的境界線にはマナー、ルール、礼儀が含まれおり、学校生活でルールを守るとは社会的境界線を守っていることであると伝えている。心理的境界線については、言葉は暴力であるということ伝えている。

境界線については小学校低学年段階から積み重ねて学んでいった方がよい。

・「距離感」ではなく「境界線」として伝えるべきとしたことはよい。

・性暴力にあったら「相手からの連絡を絶つ」とあるが、親密な関係ではマインドコントロール状態にあり、自分が性暴力を受けていることに気がつかない。また自画撮り写真を送ってしまった場合、自分のしてしまったことに対する恥ずかしさや自分が悪かったという思いもあり、人に伝えるには勇気がいる。「勇気をもって」「ためらわず」「恥ずかしくない」「逃げる」などの言葉があるとよい。

・性に関わることに限らず、被害者が「自分が弱かったから」と自分を責めてしまうことがあるため、ケアが必要である。

・友だちが被害にあったときの対応について、「あなたは悪くないということを伝える」ではなく、「気持ちを丁寧に聞き、できる限り受け止める」にする。相談された側が受け止めきれず代理受傷し、被害者にきつい言葉を返してしまい、被害者が余計に傷つくことがある。

代理受傷について、もう少し内容を検討してはどうか。

- ・ 友だちの被害の相談を受けた場合と被害を見かけた場合に分けて示す。
- ・ 相談を受けたことを無責任に他人へ話すことはよくないということを入れてはどうか。
- ・ 「友だちから打ち明けられて、あなたもびっくりし、苦しくなるかもしれない。」「しかし友だちの気持ちを聞きながら一緒に大人に相談しましょう」とする方がよい。
- ・ 性暴力は外出がこわくなる等の社会的障害を受けるため、社会面にも影響があることを入れる。
- ・ 男子も被害に遭うことを付け加える。

2 事案について（非公開案件）

- ・ 堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会規則第8条第1項第1号に規定する個人情報を含む案件にあたると認め、非公開とします。